

## 倉敷市乗合タクシー（コミュニティタクシー）制度の概要について

### コミュニティタクシーとは

路線バスが廃止されるなど移動手段がない地域で、車を運転されない高齢者や学生などのために、地域ぐるみで公共交通を確保したいとき、小規模な需要に小型車両で対応できる「地域がつくる公共交通」が「コミュニティタクシー」です。

このコミュニティタクシーは、セダntaxi（4人乗）やジャンボタクシー（9人乗）などを用いて、設定された停留所を決められた時間に運行する相乗りのタクシーです。

路線バスに比べ運行コストが低く、利用者のニーズにも対応しやすいため、自分たちで便利にしていくことが可能な公共交通です。



### 特徴

- バスと同じように停留所があり、運行時間も決まっています。
- 基本的には予約が必要です。
- バス（中型・大型）が通行できない生活道路でも運行できます。
- バスの停留所に比べ、比較的短い間隔で停留所が設置できます。
- 運行時刻やルート、停留所の位置などに、利用者のニーズが反映できます。
- 料金はバスに比べると少し割高ですが、タクシーに比べれば、はるかに安く利用できます。

### コミュニティタクシーの導入にあたって

高齢者などの移動手段を持たない方にとって、公共交通はなくてはならないものです。

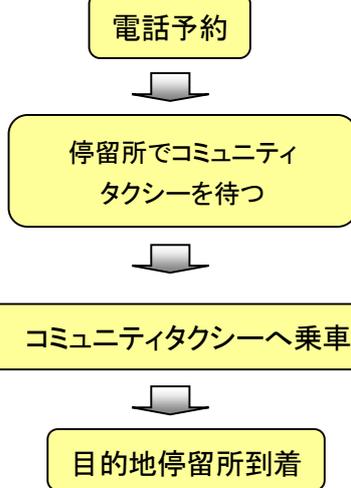
このような方々を地域で支えることや、地域内のコミュニケーションを図るためにも、地域が運営主体となって、住民の皆さんが相互に協力し合い、自分たちの交通として「守り」「育てる」ことが何より大切です。それによって地域の交通手段が定着し、運営が持続します。

運営費に対する市の補助金を受けるには、地域が主体となり公共交通を支えていただくために、運行費用の一部を地域が負担していただくことが必要になります。

地域が工夫することにより、利用者が増えれば、地域の負担が軽くなる仕組みです。

倉敷市では、地域と協働で、導入のための計画づくりから、運行後の問題点などに対する指導・助言や、運営資金補助などの支援を行っています。

## 利用方法



- 利用したい便の1時間前までにタクシー事業者へ電話予約します  
※住所・氏名・利用人数・電話番号・乗降の停留所名・停留所通過時刻を伝えます。
- 電話予約した時間に停留所でコミュニティタクシーを待ちます。
- 乗務員へ名前を伝えてコミュニティタクシーへ乗車します。

## 乗合タクシー（コミュニティタクシー）制度

バス路線の廃止に伴い、地域が運行経費の一部を負担しながら自主的に運営する代替交通（コミュニティタクシー）に対し、市民の足として存続させるため、地域住民を支援する制度です。（倉敷市乗合タクシー運行事業補助金交付要綱[平成18年4月1日制定]に基づく補助制度）

### □補助金交付の条件

- ・自治会等に乗合タクシー事業の運営を行う組織があること。
- ・運行経費の一部を自治会等が負担していること。
- ・運行に使用する車両は、コミュニティタクシー事業者自らが保有する車両であること。

### □補助制度の内容

- ・運行経費の赤字額（負担基本額）に対して補助（地域負担1割）
- ・運行費の補助に加え、利用促進・啓発事業（チラシ、パンフレット作成等）も補助対象（ただし、運行経費と同様に地域負担1割は必要）
- ・運行稼働率が50%未満の場合は、地域負担が別途必要

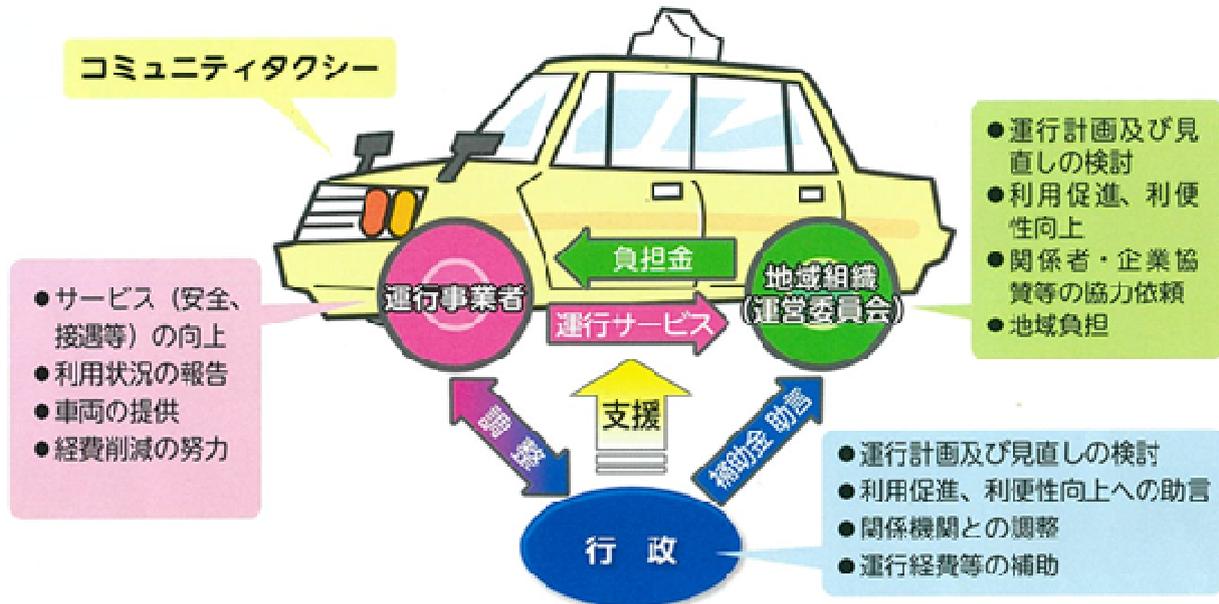
### □補助金の内訳（例）



□運行費用負担の考え方

	利用者数による影響大(負担額が変動)	
	メリット	デメリット
		努力した分負担が軽減
事業者	合理的運行が可能	通常のタクシー料金より安価でサービス提供
地域住民	利用者ニーズが反映可能 地域意識の向上	負担金が必要 合意形成が課題
市	低コストで 交通不便地域を解消	補助金が必要

□地域住民・公共交通事業者・市の役割分担



## 市内のコミュニティタクシー運行状況

市内の9地区でバス路線撤退後等にコミュニティタクシーが運行されています。

- 庄新町地区
- 西坂地区
- 大室・高室・菰池団地地区
- 倉敷ハイツ地区
- 東酒津地区
- イトーピア団地
- 水島地区（連島・広江エリア）
- 真備地区
- 船穂地区

